

社会保険の適用事業所データと労働保険の適用台帳データとの突合に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定に基づく了解事項

締結 平成14年3月28日
改正 平成15年5月23日
改正 平成23年2月18日
改正 平成26年6月2日
改正 平成27年6月5日
改正 平成29年4月1日
改正 平成30年6月1日
改正 令和元年6月1日

日本年金機構厚生年金保険部（以下「厚生年金保険部」という。）及び厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室（以下「労働保険徴収業務室」という。）は、「社会保険の適用事業所データと労働保険の適用台帳データとの突合に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定」（平成14年3月25日締結。平成15年5月1日一部改正）に基づき、次のとおり了解する。

1. 情報の提供方法

協定による情報の提供は、電子媒体（以下「日本年金機構用適用データ」及び「労働保険適用台帳データ」という。）を交付することにより行う。

2. 日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの作成

(1) 日本年金機構用適用データの作成

日本年金機構用適用データは、厚生年金保険部が「適用事業所データ電子媒体仕様書」（別添1）の仕様に基づき作成する。

(2) 労働保険適用台帳データの作成

労働保険適用台帳データは、労働保険徴収業務室が「労働保険適用台帳データ電子媒体仕様書」（別添2）の仕様に基づき作成する。

3. 日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの授受

日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの授受については、厚生年金保険部と労働保険徴収業務室がその都度協議し、授受する場所、授受する日時（以下「指

定日」という)等を決定し行う。

4. 日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの交付

(1) 日本年金機構用適用データの交付

日本年金機構用適用データは、厚生年金保険部が日本年金機構用適用データ送付書兼返付書(別紙1)を添えて指定日に労働保険徴収業務室に交付する。この場合、労働保険徴収業務室は、日本年金機構用適用データ受領書(別紙2)を厚生年金保険部に交付する。

(2) 労働保険適用台帳データの交付

労働保険適用台帳データは、労働保険徴収業務室が労働保険適用台帳データ送付書兼返付書(別紙3)を添えて指定日に厚生年金保険部に交付する。この場合、厚生年金保険部は労働保険適用台帳データ受領書(別紙4)を労働保険徴収業務室に交付する。

5. 日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの再交付

(1) 厚生年金保険部及び労働保険徴収業務室は、受領した日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データにより処理を行うことができないときは、その旨を厚生年金保険部及び労働保険徴収業務室に通知したうえ、当該日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データを返還する。

(2) 厚生年金保険部及び労働保険徴収業務室は、双方にて原因調査を実施の上、新たな日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データを交付する。

(3) 調査方法等については厚生年金保険部と労働保険徴収業務室がその都度協議を行い、決定する。

6. 日本年金機構用適用データ及び労働保険適用台帳データの返還

(1) 厚生年金保険部は、必要な突合処理が終了した後は、受領していた労働保険適用台帳データを労働保険徴収業務室に返還する。この場合、厚生年金保険部は受領していた別紙3に返送日を記載し提示する。労働保険徴収業務室は返還を確認した場合には当該別紙3に受領印を押印し、返付する。

(2) 労働保険徴収業務室は、必要な突合処理が終了した後は、受領していた日本年金機構用適用データを厚生年金保険部に返還する。この場合、労働保険徴収業務室は受領していた別紙1に返送日を記載し提示する。厚生年金保険部は返還を確認した場合には当該別紙1に受領印を押印し、返付する。

7. その他

この了解事項に定めのない取扱いについては、厚生年金保険部と労働保険徴収業務室

がその都度協議し、決定する。

8. 了解事項の実施

この了解事項は、平成14年3月28日から実施する。

附則

改正した了解事項は、平成15年5月23日から実施する。

附則

改正した了解事項は、平成23年3月1日から実施する。

附則

改正した了解事項は、平成26年6月2日から実施する。

附則

改正した了解事項は、平成27年6月5日から実施する

附則

改正した了解事項は、平成29年4月1日から実施する

附則

改正した了解事項は、平成30年6月1日から実施する

附則

改正した了解事項は、令和元年6月1日から実施する

上記のとおり了解し、この証書の正本を2通作成し、各1通をそれぞれにおいて保管する。

令和元年6月1日

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課労働保険徴収業務室長

杉 良 太

日本年金機構厚生年金保険部長



(別紙1)

年 月 日

日本年金機構用適用データ送付書兼返付書

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課労働保険徴収業務室 御中

日本年金機構 厚生年金保険部 印

名称	枚数	件数
適用事業所データ (DVD)	枚	件
合計	枚	

返送日	年 月 日	受領印	
-----	-------	-----	--

※当データの詳細は別紙のとおり。

(別紙2)

年 月 日

日本年金機構用適用データ受領書

日本年金機構 厚生年金保険部 御中

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課労働保険徴収業務室 印

名称	枚数	件数
適用事業所データ (DVD)	枚	件
合計	枚	

(別紙3)

年 月 日

労働保険適用台帳データ送付書兼返付書

日本年金機構 厚生年金保険部 御中

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課労働保険徴収業務室 印

名称	枚数	件数
労働保険 適用台帳データ (DVD)	枚	件
合計	枚	

返送日	年 月 日	受領印	
-----	-------	-----	--

※当データの詳細は別紙のとおり。

(別紙4)

年 月 日

労働保険適用台帳データ受領書

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課労働保険徴収業務室 御中

日本年金機構 厚生年金保険部 印

名称	枚数	件数
労働保険 適用台帳データ (DVD)	枚	件
合計	枚	